

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 各位

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しに伴う
療養期間終了後の保育所等への登園について

日頃より本市の保育・教育行政に御協力くださり、誠にありがとうございます。

9月7日付で、新型コロナウイルス感染症の陽性者の療養期間について、症状があった場合は、発症日の翌日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から療養解除することができることとされました。これに伴い、9月13日付で、別添のとおり、厚生労働省保育課から、保育所等への登園判断の考え方が示されました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の陽性者となった子どもの療養期間終了後の保育所等への登園にかかる取扱いについては、次のとおりとなります。なお、濃厚接触者の待機期間に関しては、従来と変更ありません。

また、本取扱いについて、保護者向けのお知らせを作成しましたので、お手数をおかけしますが、保護者の皆様に配付いただきますようお願いいたします。

1 陽性者となった子どもの保育所等への登園にかかる療養期間の取扱いについて

(1) 症状（発熱・倦怠感・咳等）があった場合

- ・発症日（初めに発熱など症状が出た日）の翌日から7日間、かつ症状軽快後（解熱剤の服用や37.5℃以上の発熱等の症状がないこと等）24時間経過するまでが療養期間となり、8日目から登園することが可能です。ただし、症状が継続している場合や体調に不安がある場合などには、登園を控えることとします。
- ・発症日の翌日から10日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動が必要とされていますが、マスクの着用については、引き続き、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離に関わらず、一律には求めません。
- ・10日間が経過するまでにおける感染予防行動としては、すでに実施していただいていることですが、こまめな手洗い、消毒などの基本的対策の徹底、効果的な換気を継続して実施してください。
- ・また、秋を迎え、今後、運動会等の園行事が開催されることも多くなる時期となりますが、行事等の実施にあたっては、上記の基本的な感染対策を行ってください。また、施設内で感染が広がっている場合などには、必要に応じて、開催規模や参加人数を限定する他、延期を

検討するなど、感染を広げない工夫を検討してください。

- ・また、7日間から9日間の療養期間が終了して登園した子どもに対し、感染対策を理由として、預かりを拒否する又は行事に参加させないなどの取り扱いは行わないでください。

(2) 療養中、一度も症状が出なかった場合

- ・検体採取日（検査を受けた日）の翌日から7日間が療養期間です。8日目から登園することが可能です。
- ・5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合に、5日間経過後（6日目）に療養期間の解除を可能とする取扱いについては、乳幼児は、抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、対象外です。

2 利用料の日割りの対象期間について

症状が出た場合は、発症日の翌日から10日目までは自主的な感染予防行動の徹底をお願いしていることから、最大10日目までは、連続して保育所等を休んだ日数に応じて利用料の日割りを行います。

療養中、一度も症状が出なかった場合は、療養期間である7日目までが利用料日割りの対象となります。

この取扱いの起算日は、9月7日とします。

3 その他

濃厚接触者の特定を行わないこととした7月25日以降、保育所等において陽性者が判明した際には、陽性者が確認されたクラス名や感染規模（感染者数）について、個人が特定されないよう配慮の上で周知していただくことは構いません。感染への不安がある利用者が自主的な登園判断ができるよう、適切な情報提供をお願いします。

4 添付資料

- (1) 【別紙1】厚生労働省 事務連絡 令和4年9月13日付.pdf
- (2) 【保護者宛】新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しに伴う保育所等への登園判断の考え方について.pdf
※保護者あての通知については、保護者の皆さまに配付してください。

【担当】（施設で新型コロナウイルスが発生した場合の対応）

こども青少年局 保育・教育運営課 671-3564

（利用料の日割りにかかる運用について）

こども青少年局 保育・教育認定課 671-0255